KOYANO CONSULTING GROUP

小谷野会計グループ
〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-22-1
代々木1丁目ビル 14 階
TEL:03-5350-7435 FAX:03-5350-7436

《会計・税務の知識》（改正）類似業種比準方式による株価算定

はじめに

平成 29 年度税制改正において、取引相場のない株式の相続税評価額の計算方法が改正されました。

具体的な変更点は、評価対象会社の規模の判定基準の変更並びに類似業種比準方式により算定する場合の類似業種の比準要素の集計方法の変更、類似業種株価の選択肢の追加及び比準割合の変更です。

この改正は平成 29 年 1 月 1 日以降の相続・遺贈又は贈与に適用されます。今回は国税庁が公表している取引相場のない株式の評価明細書等を部分的に用いてご紹介します。

１．評価対象会社の規模の判定基準の変更

評価対象会社の規模の判定は下記のようになりました。

判定基準								
㋑ 直前期末以前１年間における従業員数に応ずる区分				70人以上の会社は、大会社(㋐及び㋒は不要)				
				70人未満の会社は、㋐及び㋒により判定				
㋐ 直前期末の総資産価額(帳簿価額)及び直前期末以前１年間における従業員数に応ずる区分				㋒ 直前期末以前１年間の取引金額に応ずる区分			会社規模とLの割合（中会社）の区分	
総資産価額（帳簿価額）			従業員数	取引金額				
卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外		卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外		
20億円以上	15億円以上	15億円以上	35 人 超	30億円以上	20億円以上	15億円以上	大 会 社	
4億円以上 20億円未満	5億円以上 15億円未満	5億円以上 15億円未満	35 人 超	7億円以上 30億円未満	5億円以上 20億円未満	4億円以上 15億円未満	0．90	中
2億円以上 4億円未満	2億5,000万円以上 5億円未満	2億5,000万円以上 5億円未満	20 人 超 35 人 以 下	3億5,000万円以上 7億円未満	2億5,000万円以上 5億円未満	2億円以上 4億円未満	0．75	会
7,000万円以上 2億円未満	4,000万円以上 2億5,000万円未満	5,000万円以上 2億5,000万円未満	5 人 超 20 人 以 下	2億円以上 3億5,000万円未満	6,000万円以上 2億5,000万円未満	8,000万円以上 2億円未満	0．60	社
7,000万円未満	4,000万円未満	5,000万円未満	5 人 以 下	2億円未満	6,000万円未満	8,000万円未満	小 会 社	

・「会社規模とLの割合（中会社）の区分」欄は、㋐欄の区分（「総資産価額（帳簿価額）」と「従業員数」とのいずれか下位の区分）と㋒欄（取引金額）の区分とのいずれか上位の区分により判定します。

（国税庁ＨＰより）

従来に比べて従業者数、総資産価額及び年間取引金額が引き下げられ、大会社や中会社への適用範囲が拡大されました。これにより類似業種比準方式による価額の割合（Ｌ）が増加し、一般的には株価が下落する傾向にあると考えられます。

２．類似業種比準方式により算定する場合の類似業種の比準要素の集計方法の変更及び類似業種株価の選択肢の追加

従来、国税庁が公表する類似業種の比準要素は上場企業の単体決算を基礎としたものでしたが、改正により連結決算を基礎としたものに変わりました。連結子会社の利益や利益剰余金がマイナスの場合もあり得ると考えられますが、単体ベースよりも連結ベースの利益や利益剰余金が大きいことを想定しますと、類似業種の年利益（Ｃ）や純資産価額（Ｄ）の増大により比準割合が下がり、株価の下落につながるとも考えられます。

また、採択し得る類似業種の株価に課税時期の属する月以前２年間の平均株価が追加され、従来よりも低い株価を採択できる可能性があります。

平成 29 年６月 13 日付で平成 29 年１月２月分の類似業種の業種目別株価等が公表されました。従来の月別の株価の公表に加えて、参考情報として課税時期ごとの採択し得る株価等の一覧表も公表されています（下図参照）。

〔参考〕

業種目別株価等一覧表（平成29年1・2月分）

（単位：円）

業種目 大分類 中分類 小分類	番号	B 配当金額	C 利益金額	D 簿価純資産価額	A(株価) 1月分 ① 課税時期の属する月以前２年間の平均株価	1月分 ② 前年平均株価	1月分 ③ 課税時期の属する月の前々月	1月分 ④ 課税時期の属する月の前月	1月分 ⑤ 課税時期の属する月	2月分 ① 課税時期の属する月以前２年間の平均株価	2月分 ② 前年平均株価	2月分 ③ 課税時期の属する月の前々月	2月分 ④ 課税時期の属する月の前月	2月分 ⑤ 課税時期の属する月
建設業	1	4.0	39	272	217	213	223	236	242	218	213	236	242	244
総合工事業	2	3.5	39	245	216	212	223	236	241	218	212	236	241	241
建築工事業（木造建築工事業を除く）	3	3.8	46	223	255	257	260	280	282	258	257	280	282	278

（国税庁ＨＰより）

３．比準割合の変更

比準割合の計算は下記のようになりました。

類似業種と業種目番号 (No.)			比準割合の計算	区分	1株(50円)当たりの年配当金額	1株(50円)当たりの年利益金額	1株(50円)当たりの純資産価額	1株(50円)当たりの比準価額
類似業種の株価	課税時期の属する月	① 円		評価会社	⑫ 円 銭 0	⑭ 円	⑯ 円	※ ⑫×⑭×0.7
	課税時期の属する月の前月	② 円		類似業種	B 円 銭 0	C 円	D 円	※ 中会社は0.6 小会社は0.5 とします。
	課税時期の属する月の前々月	③ 円		要素別比準割合	⑫/B .	⑭/C .	⑯/D .	
	前年平均株価	④ 円		比準割合	(⑫+⑭+⑯)/3 =			㉑ 円 銭 0
	課税時期の属する月以前２年間の平均株価	⑤ 円						
	A (②、③、④、⑤のうち最も低いもの)	⑥ 円						

（国税庁ＨＰより）

従来、配当：利益：純資産＝１：３：１であったものが１：１：１へと変わりました。これにより利益水準の高い法人の株価は従来より抑えられ、配当や内部留保の水準の高い法人の株価は従来より高めに算定されることになります。また、利益が大幅に下がったとしても株価の下落は従来より抑えられることになります。

おわりに

事業承継等で株価の対策を講じる場合には、従来とは異なる対策が有効になることも考えられます。

（担当：山田）

©KOYANO CONSULTING GROUP 無断転載・引用禁止